総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これを加える。

改正後

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間（年）
［略］	［略］	［略］	［略］
情報通信技術研究開発推進事業費補助金			
革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金			
先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金			
［略］			
特定周波数対策交付金			
電波利用技術調査費補助金			
緊急消防援助隊設備整備費補助金			
［略］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間（年）
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
情報通信技術研究開発推進事業費補助金［新設］			
先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金［同上］			
特定周波数対策交付金［新設］			
緊急消防援助隊設備整備費補助金［同上］			

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和二年度に取得した財産からこれを適用し、令和元年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。ただし、「電波利用技術調査費補助金」については、令和元年度に取得した財産からこれを適用する。